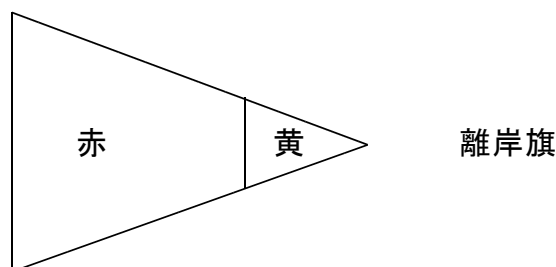
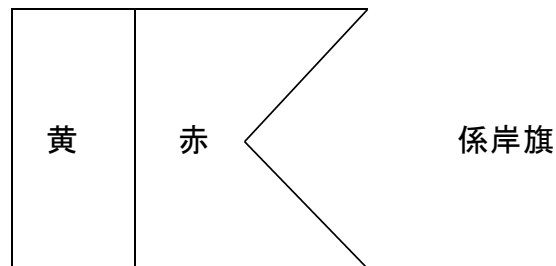
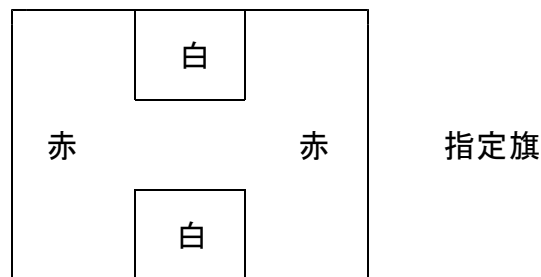


係留施設の使用に関する私設信号

最終改正：平成25年5月10日

- 1 係留施設の使用に関する指示（以下「指示」という。）に用いる私設信号（以下「指示信号」という。）及び船舶がそれに対する応答に用いる私設信号（以下「応答信号」という。）は、各港ごとに別表のとおりである。
- 2 前項の私設信号を発する場合には、別表において特別の信号方法の定めのあるものを除き、信号旗として、指示旗、係岸旗及び離岸旗並びに国際信号旗を用いる。
- 1 前項の指示旗、係岸旗及び離岸旗は、国際信号旗に準ずる大きさとし、それらの様式は次のとおりとする。



別表

- (1) 「指」、「係」及び「離」とあるのは、それぞれ第2項及び第3項の規定による指示旗、係岸旗及び離岸旗を示す。
- (2) 「A」、「B」、「C」……又は「1」、「2」、「3」……とあるのは、それぞれ国際信号旗の第〇代表旗、国際信号旗のA、B、C……又は国際信号旗の1、2、3……を示す。
- (3) 「回」、「〇代」とあるのは、それぞれ国際信号旗の回答旗、第〇代表旗を示す。
- (4) たとえば、「2代・A・1」とあるのは、上方より順次国際信号旗の第2代表旗、国際信号旗のA、国際信号旗の1の順序で掲げることがを意味する。

1 千葉港

指 示		応 答 信 号	備 考
信 号	信 文		
白灯点灯 白灯点滅	離岸船有り、出光興産千葉製油所岸壁への係留待て。 出光興産千葉製油所岸壁に係留せよ。		指示信号は、出光興産千葉製油所の係留施設に係留する船舶に対し、出光信号柱において発するもの

2 横須賀港

指 示		応 答 信 号	備 考
信 号	信 文		
数字1の文字の点滅 数字2の文字の点滅 数字3の文字の点滅 数字5の文字の点滅 数字6の文字の点滅 数字7の文字の点滅	東京電力横須賀火力発電所受入口NO1 棧橋に係留せよ。 東京電力横須賀火力発電所受入口NO2 棧橋に係留せよ。 東京電力横須賀火力発電所受入口NO3 棧橋に係留せよ。 東京電力横須賀火力発電所受入口NO5 棧橋に係留せよ。 東京電力横須賀火力発電所受入口NO6 棧橋に係留せよ。 東京電力横須賀火力発電所受入口NO7 棧橋に係留せよ。		指示信号は、東京電力横須賀火力発電所の係留施設に係留する船舶に対し、東京電力横須賀火力発電所電光標示板において発するもの

3 和歌山下津港

指 示		応 答 信 号	備 考
信 号	信 文		
指・D・2 係・A 係・B 係・C	新日鐵住金LPG専用棧橋に係留せよ。 新日鐵住金係船岸壁Aに係留せよ。 新日鐵住金係船岸壁Bに係留せよ。 新日鐵住金係船岸壁Cに係留せよ。	回・D・2 2代・A 2代・B 2代・C	指示信号は、新日鐵住金和歌山製鐵所の係留施設に係留する船

係・D 係・E 係・F 係・G 係・I 係・J 赤色閃光灯（連続閃光）	新日鐵住金係船岸壁Dに係留せよ。 新日鐵住金係船岸壁Eに係留せよ。 新日鐵住金係船岸壁Fに係留せよ。 新日鐵住金係船岸壁Gに係留せよ。 新日鐵住金第一内港に係留せよ。 新日鐵住金第二内港に係留せよ。 大型船舶の入出航あり。	2代・D 2代・E 2代・F 2代・G 2代・I 2代・J	船に対し、和歌山北港新日鐵住金信号所において発するもの
赤灯 青灯	総トン数1,000トン以上の入出航船があること。 注意して航行すること。		指示信号は、新日鐵住金和歌山製鐵所第二内港の係留施設に係留する船舶に対し、和歌山北港新日鐵住金信号柱において発するもの

4 姫路港

指 示		応 答 信 号	備 考
信 号	信 文		
下向きの矢印の記号及び数字1の文字の交互点滅	夢前岸壁1に係留せよ。	2代・1	指示信号は、新日鐵住金広畑製鐵所の係留施設及び広畑岸壁に係留する船舶に対し、新日鐵住金広畑信号所電光標示板において発するもの 指示信号の次にE、W、N又はSの文字を標示した場合は、「指定する係留場所において船首を東方、西方、北方又は南方に向けて係留せよ。」という信文を表
順次に下向きの矢印の記号、数字1の文字及びUの文字の点滅	夢前全天候岸壁1Uに係留せよ。	2代・1・U	
下向きの矢印の記号及び数字2の文字の交互点滅	夢前岸壁2に係留せよ。	2代・2	
下向きの矢印の記号及び数字3の文字の交互点滅	鴨田岸壁3に係留せよ。	2代・3	
下向きの矢印の記号及び数字4の文字の交互点滅	鴨田岸壁4に係留せよ。	2代・4	
下向きの矢印の記号	鴨田岸壁5に係留せよ。	2代・5	

及び数字5の文字の交互点滅			
下向きの矢印の記号	鴨田岸壁6に係留せよ。	2代・6	す。
及び数字6の文字の交互点滅			
下向きの矢印の記号	鴨田岸壁7に係留せよ。	2代・7	
及び数字7の文字の交互点滅			
下向きの矢印の記号	中央岸壁9に係留せよ。	2代・9	
及び数字9の文字の交互点滅			
順次に下向きの矢印の記号、数字1の文字及び数字0の文字の点滅	鶴田岸壁10に係留せよ。	2代・1・0	
順次に下向きの矢印の記号、数字1の文字及び数字1の文字の点滅	鶴田岸壁11に係留せよ。	2代・1・1	
順次に下向きの矢印の記号、数字1の文字及び数字8の文字の点滅	原料岸壁18に係留せよ。	2代・1・8	
順次に下向きの矢印の記号、数字1の文字及び数字9の文字の点滅	輸出岸壁A1に係留せよ。	2代・1・9	
順次に下向きの矢印の記号、数字2の文字及び数字0の文字の点滅	輸出岸壁A2に係留せよ。	2代・2・0	
順次に下向きの矢印の記号、Kの文字及び数字1の文字の点滅	広畑1号岸壁に係留せよ。	2代・K・1	
順次に下向きの矢印の記号、Kの文字及び数字3の文字の点滅	広畑3号岸壁に係留せよ。	2代・K・3	
上向きの矢印の記号の点灯	係留中の船舶が出港しようとしていること。		

5 福山港

指 示		応 答 信 号	備 考
信 号	信 文		
指・O	港外にて指示を待て。	回・O	指示信号は、J F E スチール西 日本製鉄所の係 留施設に係留す る船舶に対しJ F E スチール西 日本製鉄所船舶 信号所において 発するもの
係・A	原料岸壁Aバースに係留せよ。	2代・A	
係・B	原料岸壁Bバースに係留せよ。	2代・B	
係・C	原料岸壁第2シュート積出バースに係留せよ。	2代・C	
係・D	原料岸壁第1シュート積出バースに係留せよ。	2代・D	
係・E	原料岸壁Eバースに係留せよ。	2代・E	
係・F	原料岸壁Fバースに係留せよ。	2代・F	
係・G	原料岸壁Gバースに係留せよ。	2代・G	
係・H	原料岸壁Hバースに係留せよ。	2代・H	
係・I	J F E ケミカルIバースに係留せよ。	2代・I	
係・J	J F E ケミカルJバースに係留せよ。	2代・J	
係・K	原料岸壁Kバースに係留せよ。	2代・K	
係・L	原料岸壁Lバースに係留せよ。	2代・L	
係・M	原料岸壁Mバースに係留せよ。	2代・M	
係・N	南岸壁バラス積出バースに係留せよ。	2代・N	
係・P	製品岸壁Pバースに係留せよ。	2代・P	
係・R	製品岸壁雨天荷役バースに係留せよ。	2代・R	
係・S	原料岸壁スクラップバースに係留せよ。	2代・S	
係・T	南岸壁待機バースに係留せよ。	2代・T	
係・U	製品岸壁第1輸出バースに係留せよ。	2代・U	
係・V	製品岸壁第2輸出バースに係留せよ。	2代・V	
係・W	製品岸壁第3輸出バースに係留せよ。	2代・W	
係・X	南岸壁第4輸出バースに係留せよ。	2代・X	
係・Y	南岸壁第5輸出バースに係留せよ。	2代・Y	
係・1	製品岸壁第1号クレーン下に係留せよ。	2代・1	
係・2	製品岸壁第2号クレーン下に係留せよ。	2代・2	
係・3	製品岸壁第3号クレーン下に係留せよ。	2代・3	
係・4	製品岸壁第4号クレーン下に係留せよ。	2代・4	
係・5	製品岸壁第5号クレーン下に係留せよ。	2代・5	
係・6	製品岸壁第6号クレーン下に係留せよ。	2代・6	
係・7	製品岸壁第7号クレーン下に係留せよ。	2代・7	
係・8	製品岸壁第8号クレーン下に係留せよ。	2代・8	
係・1・0	製品岸壁第10号に係留せよ。	2代・1・0	
係・2・1	南岸壁第21号クレーン下に係留せよ。	2代・2・1	
係・2・2	南岸壁第22号に係留せよ。	2代・2・2	
係・2・3	南岸壁第23号に係留せよ。	2代・2・3	
黄色方形形象物1個 (縦に黄灯1個及び 緑灯1個)	大型入出港船あり		() は、夜間 の信号に使用す

赤色三角形形象物 1 個（縦に黄灯 1 個及び赤灯 1 個）	原料岸壁および同泊地への入港待て。		るもの
--------------------------------	-------------------	--	-----

6 唐津港

指 示		応 答 信 号	備 考
信 号	信 文		
係・K	九電棧橋に係留せよ。	2代・K	指示信号は、九州電力唐津発電所の係留施設に係留する船舶に対し、唐津東港唐津発電所構内作業指令所において発するもの

7 三池港

信 文		応 答 信 号	備 考
信 号	信 文		
緑灯 赤灯	出入渠可。 出入渠待て。		指示信号は、ドック内の係留施設に係留する船舶に対し、三池港水門信号柱において発するもの